

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第241回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第241回 食品安全委員会議事概要

■第241回食品安全委員会■【動薬】【農薬】【添加物】

日時:平成20年6月5日(木) 14:00~15:00

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:19名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

1) 動物用医薬品等(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器をいう。以下同じ。)のうち、動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)第24条で規定する対象動物に該当しない動物であって愛がん用のものを対象とする動物用医薬品等についての承認、再審査又は再評価を行う場合

・農林水産省から説明。

・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

<参考>

愛がん用であり食用としないウサギ用の動物用医薬品の承認申請が予定されていることから、食品としてのリスク評価の必要がないとして良いかというものです。

(2) 食本安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬6品目

1) オキサジクロメホン

2) トリルフルアノド

3) ピリプロキシフェン

4) プロチオコナゾール

5) ジメテナミド

6) ペンディメタリン

○動物用医薬品2品目

7) エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(エプリネックストピカル)

8) トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP)の再審査・農薬6品目について厚生労働省から、動物用医薬品2品目について

・農林水産省から説明。

・農薬6品目については農薬専門調査会で、動物用医薬品2品目については動物用医薬品専門調査会で、審議することとなった。

<参考>

1) 除草剤で、水稲に登録があり、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

2) 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。とうがらし等へのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

3) 殺虫剤で、メロン、トマト等に登録があり、クランベリーへのインポートトランス申請がされています。

4) 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。小麦、大麦等へのインポートトランス申請がされています。

5) 除草剤で、キャベツ、大豆等に登録があり、光学活性体であるジメテナミドPに関して、キャベツ、えだまめ等への適用が申請されています。

6) 除草剤、はくさい、ねぎ等に登録があり、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

5)、6)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

7) 牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除を目的として使用されます。

8) すずき目魚類のレンサ球菌症の死亡率の低下を目的として使用されます。

(3) 添加物専門調査会における審議状況について

1) 「2, 3-ジメチルピラジン」に関する意見・情報の募集について

2) 「2, 5-ジメチルピラジン」に関する意見・情報の募集について

3) 「2, 6-ジメチルピラジン」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) ~3) 生落花生、緑茶等に天然に存在するほか、加熱調理、焙煎により生成する成分です。欧米では清涼飲料等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 動物用医薬品「リファキシミン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「リファキシミンの一日摂取許容量(ADI)を0.00045mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

2) 動物用医薬品「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG生ワクチン(NBI))の再審査」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知されることとなった。

3) 動物用医薬品「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(G210株)生ワクチン(“京都微研”ポールセーバーMG)の再審査」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知されることとなった。

4) 動物用医薬品「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG生ワクチン(NBI))の再審査」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知されることとなった。

5) 動物用医薬品「トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)の再審査」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知されることとなった。

6) 動物用医薬品「トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「本製剤の主剤であるトルトラズリルの一日摂取許容量(ADI)(0.01mg/kg体重/日)を見直す必要性はないと考えられる。また、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知されることとなった。

<参考>

1) 抗菌剤で、海外において、牛の乳房炎などの治療に用いられています。

2)～4) マイコプラズマ・ガリセプチカム感染による鶏の産卵率低下の軽減を目的とした鶏用の生ワクチンです。

5) トリレオウイルス感染症の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。

6) コクシジウム病の発病防止を目的とした牛及び豚の経口剤です。

(5) 第76回国際獣疫事務局(OIE)総会の概要について

・農林水産省から説明。

<参考>

新たに30カ国のBSEステータスが採択されるなどの報告がありました。

(6) 食品安全委員会の5月の運営について

・事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー